

## 非財務情報の開示指針研究会（第8回）

### 議事要旨

日時 2022年5月18日（水）09時30分～12時00分

場所 オンライン会議（Teams）

出席者 （委員）北川座長、大堀委員、小野塚委員、坂上委員、住田委員、竹ヶ原委員、溝内委員、三井委員、森委員、森澤委員、山内委員  
（オブザーバー）金融庁、公益財団法人 財務会計基準機構、内閣府知的財産戦略推進事務局、日本公認会計士協会、公益社団法人 日本証券アナリスト協会、株式会社 東京証券取引所、法務省

### 議事

- （1）事務局資料説明
- （2）討議

### 議事概要

- 本研究会はこれまで「Value relevance」に重点を置いて議論を行ってきており、そのこと自体は公開草案にも反映されている。しかし、公開草案は全て「企業価値」に基づいて書かれている。「企業価値」に基づいていても構わないが、その定義が「時価総額+ネット負債」と明確に書かれており、このように書かれると、「Value relevance」と言いつつ、非常に財務的な、staticなものであるかのように見えてしまう。
- これが間違っているというつもりはないが、企業価値とは何なのか、時価総額とはどのように決まるのかというと、未来に企業が創造する価値を主要な利用者が評価した結果の総体として出てくるもの。「時価総額+ネット負債」とすると、その辺りの本当に大事な部分—それは企業の価値創造能力であり、ビジネスモデル、価値創造メカニズムやストーリーだが—その辺りがすっかりそぎ落とされてしまうことに懸念を持っている。
- enterprise valueの肝になるのはvalue creationであって、それに関連するサステナビリティ関連リスク及び機会の報告が求められるということであって、enterprise valueから一足飛びに、サステナビリティ関連リスク及び機会と言われると、そこに思考のギャップが生じてしまう。元々統合報告が目指していたような、また、日本の統合報告で書こうとしているような価値創造ストーリーの重みが、新しい基準ではそぎ落とされる危険性を感じている。この部分については、様々な団体から声を出していく必要があり、それによって、世界で最も多くの統合報告を作成しているという日本の強みを今後も活かしていくことができるのではないか。統合報告の実務で培ってきたものを活かしつつ、追加的なコストを発生させずに、新しい基準に対応していくことができるのではないか。
- 二点目、比較可能性とのバランスは大事だと思われるので、しっかり書いていただきたい。その中で、同じ項目についての数字を横比較するというよりは、どの項目を選択したかという企業の個性こそが、比較において非常に重要なところ。これは、アナリストからしても当然大事な部分であり、この部分を強調すると良いのではないかな。
- 個別の質問については、別途メール等で送らせていただきたい。
- 個別の質問についてはメールで受け付けていただけたら幸い。

- マテリアリティの解釈は非常に難しい。バランスシート寄りとなっているという指摘についてはその通りかと思う。しかし、将来価値を生み出す基という意味でバランスシート寄りのスタンスに少しなっているのだと思うが、IFRSは、無形資産などバランスシートが将来の価値の源泉を十分に表現できているわけではないのがそもそもの問題。また、マテリアリティが何か、という点について理解の浸透が難しい。日本語では「materiality」「significant」「important」という単語が同じように訳されてしまうという問題があるが、英語圏の人でもマテリアリティの理解は不一致を起しやすく、そのため実務記述書があるのだろう。この点について、ガイダンスを作るべきだというのは強く言っていくと良く、ベストプラクティスも理解を広げるためには重要だろう。
- 事務局説明にあったとおり、指標については「shall disclose」の対象であり、そのうち何を開示するかはマテリアリティによるということだと思っていたが、そうはいつでも、同じ事業を行っている企業があまりにもバラバラになるのは望ましくなく、ある程度は基礎的数字がないと困るものもあるだろう。その辺りは比較可能性とのバランスではないか。企業が完全にチョイスできることについては抵抗感がある利用者やレギュレーターもいるだろう。とはいえ基準としては、このような表現しかないと思う。あとは、ベストプラクティスなどでその辺りを支えるしかないのでは。投資家が投資の意思決定をするために必要な情報が“マテリアル”な情報だと思われるので、その精神がちゃんと行き渡るようなやり方を目指すことが重要ではないか。
- そういう意味では、“定性的なマテリアリティ”という表現も、それを補っているのではないかと理解している。つまり、現時点で収益、又は財務諸表作成時に用いる将来の見積りに対する影響も数字的には大きくないかもしれないが、将来の事業に対して、又は投資家の投資判断において重要な情報はマテリアル、という考え方は、この“定性的なマテリアリティ”という表現でカバーしようとしているのかと理解した。
- その他、コネクティビティのセクションは表現が弱まっていると感じている。他のウェビナーで質問をした際に、Sue Lloyd 副議長が「そこは明記していなかったかもしれない」と答えられていたこととして、財務と非財務のセグメントの一致性という問題がある。企業の事業の評価においてはセグメント単位で見ることが多いが、非財務の方が、セグメントが細かいなど一致しないことが多く、現在の非財務報告でも悩まされる問題。そこはどこかに明記があった方が良いのではないか。
- タイミングの問題についての産業界からの意見はもっともだろう。非財務の KPI になると、期末時点の数字がとれないデータは結構あるのではないか。こういう点については、先のマテリアリティもそうだが、重要なのは“best for users”の姿勢なのではないか。数字を取った日付を書いておくことが、開示をしないより User にとっては良いということも考えられる。
- また、逆の問題もある。決算日の数字を出す一方で、例えば排出量等の重要な情報が、その直後に大きく変わった場合に、企業として報告書に何を書くのがベストかという議論は出てくるだろう。このような点も踏まえ、全てを基準の文言だけで実現するのではなく、“best for users”という考え方をに入れていくのが良いのではないか。

- 温帯法・省エネ法と報告日が異なるという点について申し上げたい。財務報告と併せてサステナビリティ報告をすることが重要であり、経過期間を設けるとしても、日本の法律を見直していく方向が必要ではないか。企業が二重に報告するのは大変。期間を4月～3月と決めるのではなく、財務に併せて報告できるように変えていくことが必要ではないか。
- 期間だけでなく、カバーする範囲も同様だろう。海外に工場や拠点を持っている場合には、それらを含めて報告いただくことも重要になってくる。財務報告で子会社が含まれるのであれば、サステナビリティの報告にも加わっていくことになるので、それも含めて日本の法律を変えることを検討していただきたい。
- スコープ3排出についてはまだ課題が多く、グローバルにおいても大変だという認識がIFRS財団にもある。他方で、スコープ3の15項目のうち、どこが重要か把握していらっしゃる企業もいる。その一方で、まだ全く把握していない企業もいる。また、スコープ1、2の報告ができていない日本企業も多い。日本の企業がスコープ3を考えるだけでなく、グローバルでスコープ3を考えるにあたり、スコープ1、2に対応できていない日本企業は取引先から外されていくのではないかと懸念を持っている。自社がスコープ3に対応するというだけでは、サプライヤーとして、スコープ1、2に対応していない企業は対応を進めていく必要があるのではないか。
- また、営業上の機密について産業界から懸念があるということだったが、どのような業界からのご意見か。製造業か商社か。トレーサビリティについて示していかなければいけないという状況がある中で、商社も変えていただくべきところがある。製造業であれば、営業上の機密について理解できる部分がある。本件については、業界を踏まえて理解した上で、検討したい。
- 報告頻度のうち、報告タイミングと報告対象期間は区別して議論すべきである。このうち報告対象期間については、財務報告とのコネクティビティ、さらに言えば、「経営者による説明」も含めた企業報告全体における一貫した報告を考えると、同じ期間を対象とすることを大原則に置くべきだろう。一方、報告タイミングについては少なくとも当初段階では柔軟性のあるアプローチを導入すべきではないか。
- 他の委員からご指摘のあったとおり、温帯法の改正ができるのであれば、是非やっていただきたい。統計情報として活用するにあたってどのように集計するかという問題は出るかもしれないが、財務情報についても、同様の問題を抱えながら企業毎に期間を設定して報告しているので、切り分けていただけないかと思う。別の期間を認めるという形にすると、特に財務報告との結合性の観点から非常に後ろ向きの見解になってしまう。
- 営業上の機密については、どういう具体的な問題が起きうるのかについて丁寧な検討をして、具体的にどういった問題があるからどういう条項を入れるべきだ、という形に落とししていかなければいけない。バスケット条項では受け入れられないだろうし、逆に隠れ蓑のように使われるリスクを基準設定側は懸念する。しっかりとした整理をした上でのコメントが必要になるだろう。
- 先にご指摘のあった、「企業価値」とは何なのか、また、どこにフォーカスした報告にしているか、ということについて申し上げたい。TCFDや財務報告の流れとどううまくバランスをとっていくかについて考えていた。「経営者による説明」においては、「価値創造能力」に言

及している。公開草案ではここへの言及が非常に弱かった。そこについては一定程度、S1 基準案の中で言及されても良いのではないかと。

- マテリアリティの考慮については、今回の公開草案では、2 ステップのアプローチが採用されている。ここで最も重要なのは1 つ目のステップの、重大なリスク及び機会の識別だろう。この「重大なリスク及び機会」をどう識別するのか、識別するにあたって何を評価軸とすべきなのか、という点について言及がない。ここは明確にされる必要がある。その考慮にあたってこそ、価値創造能力における **significance** を評価すべきではないか、という点はコメントとしてあり得るのではないかと。
- 今回の草案は ISSB からの提案であるが、先に IASB から提案された「経営者による説明」との接合性（特に、価値創造能力の視点、コア・コンテンツの設計、およびリスク・機会の重大性に関する評価基準）が十分でなく、**narrative** 報告全体におけるサステナビリティの位置づけ、一貫性があまり考慮されていない。「戦略」が「戦略・ビジネスモデル」になっていないという点に加え、そもそも「戦略」がリスク・機会の開示となっており、戦略そのものについての開示になっていない。「経営者による説明」全体の文脈の中で、今回のコア・コンテンツ 4 つにフォーカスした時にどういった情報なのかということ、さらに価値創造能力の視点からの報告、ということは求めていって良いのではないかと。
- 産業別指標について事務局提案のコメント・アプローチには完全に同意。開示トピックにフォーカスし、産業別指標については、当面は要求事項からは外して更なる検討を行う、という方向で意見するのが良いのではないかと。
- 営業機密に関する情報の開示への懸念について補足させていただくと、3 月までに寄せられたコメントにおいては、製造業から、各企業の技術を支えるサプライヤー情報、その特定につながるような情報、あるいは特定先の取引先のリスクについては、当該社との関係で開示が難しい可能性があるといったコメントが示された。
- 先ほどの価値創造の議論に関連して、確認させていただきたい。事務局資料の文言を見る限り、これはいわゆる DCF 法なのかと読み取ったが、この辺りについて教えていただきたい。
- 将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値に直すという観点が公開草案の色々な所に含まれているため、完全に **static** で、バランスシートの右と左だけを見て企業価値を定義して、それだけを重視しているという立て付けにはなっていないと思われる。
- 他方、ご指摘のあったように、「企業価値」と書き、「企業価値との **relevance** が大事」と書いた上で企業価値の定義を示すと、読み手によってはそこで思考が停止することもある。他のところで「**value creation**」や「**long time value creation story**」といったものが基本的に見えてこない中で、全般として受ける印象が **static** になっているのではないかと。先に示された懸念は、誰が読んでも、決して **static** オンリーではないということが分かるような書きぶりをするのが良いという意味かと思われ、正しいと感じている。

- 恐らくダイナミックなのだろう。日本企業に今後こういったことが課せられた時に、それも含めて表現し、資金の出し手に理解をさせることが求められているのではないか。国内の実際に対応する方へその主体性の必要性についての発信が必要。
- それと同時に、機関投資家が、そこも含めて企業価値を判断できるという素養を養い続けることも、全体がワークする上で重要ではないか。
- 今の点については、まさにお話のあった懸念から申し上げたもの。
- さらに言うと、確かに DCF 法的な考え方ではあるが、DCF と言われると、キャッシュ・フローばかり見えてしまう。いまや主要な利用者もキャッシュ・フローばかり見ている訳ではなく、将来生み出す価値を見ているはず。それはキャッシュ・フローよりも広がっているのではないか。「Sustainability-related」であるので、広い「価値創造」という概念を意識してほしいと考えている。
- 議論のための議論になってしまうが、SASB が ISSB に絡んでいることを考えると、全ては財務情報に帰結するという大元の発想がある。そのため、ESG やサステナビリティの情報でも財務に直接的に結びつかない部分というのは、よほどのことがない限りリスクとしてディスカウントされない、企業の基盤があるということで、評価に加味されることから、企業価値に包含されていると考えている。
- 基礎的見解がポイントをよく捉えているので、それに基づいて意見を発信していくことに賛成する。規定演技と自由演技のバランスが論点になる。基準全体の構造に関する提案が中心になるという方向性についても納得している。
- S1 基準案のパラグラフ 60 の考え方が全体に通底していることを徹底していくことが重要。他方、マテリアリティが重視されており、ダイナミックマテリアリティまで肯定的に捉えられており、かなり自主性が重視される。一定の比較可能性は担保しなければならないので、7 つの産業横断的指標カテゴリーの導入や、SASB の細則主義的な部分をどう織り込んでいくかという整理、マテリアルだけでも開示に制約がある情報（例えば、競争上の懸念やサプライチェーン上のボトルネック）をどう扱うか、といった論点については統一的に、総論として書いていただくと良い。
- また、マテリアリティが個別判断なのか二段階なのかが混在しているように見えるため、二段階に誘導していくような提案ができると良い。さらに、マテリアルだけれど、開示に制約がある情報についてどうするかについて、S1 基準案において統一的に記載があると望ましい。バリューチェーンのガイダンスについてもその一環となるだろう。
- S2 基準案について先ほどから行われている議論の一部は、他の会議においても、既にリスクとして顕在化している。S1 基準案のパラグラフ 60 をはじめとする S1 基準案が前提にあつての S2 基準案であるという点が共通認識とならないまま、議論が進んでいる。結果として、スコップ 3 について、ISSB 基準では TCFD 提言以上に求められている点について懸念する議論が起こっている。重要性のある情報の開示が求められているという点をきちんと示していく必要があり、そのためには S1 基準と S2 基準の同時発行が望ましい。

- 事務局資料 p.104 にあるとおり、公開草案の第 2 項で十分に「S1 基準があつての S2 基準」という構造を徹底できるか、という点について議論があつても良い。
- 産業別開示要求において定義される開示トピックは上位レイヤーであり、SASB 基準は例示という方向性については違和感ない。事務局資料 p.110 の BC64 項を見ると、企業の個別性を含めた議論の出発点が上位レイヤーであるとの書き方がされている。そう考えると、産業別指標についても「参照し、考慮しなければならない」という記載になっているため、事実上、これと同じような解釈ではないか。こういう点についての記載を要請することも考えられる。
- スコープ 3 排出については、ここだけ「subject to materiality」を強調するのが良いのか。S1 基準から続く議論の一環として捉えるのであれば、スコープ 3 はマテリアルであるにも関わらず開示しない場合には、その理由を記載せよ、という規定にしておけばクリアになるのではないか。
- 事務局資料 p.125 にある、質問 9 (e) について申し上げたい。連結企業のスコープ 1 及び 2 排出については当然であり、これまでも開示している。他方、非連結企業のスコープ 1 及び 2 排出については、インベストメント・チェーンを効かせようという意図かもしれないが、ファイナンス業界はともかく一般的にこれまで求められてきたものではないだろう。
- マイノリティのため経営への影響力がない非連結企業に、スコープ 1 及び 2 のデータ開示をどれだけ協力していただけるか、という懸念がある。さらに、同時性に関係する議論だが、12 月決算と 3 月決算の企業があつた場合に、財務情報の場合は四半期で開示されることが多いため、前期の第 4 四半期と当期の第 1~3 四半期を足し合わせる等で対応ができるが、現時点で、サステナビリティ情報を四半期で出している企業がどれだけあるのか。それをリクエストしていかなければならず、これは難しい。
- インベストメント・チェーンを効かせるという意図は理解できるが、同時性が絡んでくると簡単でない。問題点としてご指摘いただきたい。
- あまり同時性を強調しすぎるのは良くないと考えている。可能な範囲で財務情報と非財務情報が同時に出てくるのは望ましく、また、企業の方にはその努力をしていただきたいが、同時性にこだわるあまり、開示内容の質が低くなるリスクがあるのであれば、それは良くないだろう。その部分については、基準の段階で柔軟性を認めても良いのではないか。
- 例えば、指標の上位概念である開示トピックについては、その段階で書けることを書き、それを補足する材料については後日の開示も認めるといった方法が考えられる。逆に、例えば 3 月末のデータは取得できないが、12 月末まで遡ったものはあるという場合に、同時に公表はするが、時期が違うものを提出することを認めるという方法も考えられる。同時性は基本的には奨励すべきだが、このような救済・柔軟性もあつた方が良い。
- 次に、「準拠表明」について申し上げたい。公開草案において、プロトタイプから書きぶりの変更された点は興味深い。ここについても、柔軟性がどこまであるのかという点について、もう少し具体的にされると良い。例えば、例示でも良いので、こういう場合は準拠を妨げない、といったことが明確になると良いだろう。産業界が求める救済措置の中に営業機密に関

するものがあるが、単なる隠れ蓑になるという懸念もあり、救済のやり方については様々な意見があるだろう。

- 最後に、「4つの柱」について申し上げたい。気候変動以外にも「4つの柱」を適用することについて、完全にその方向性を固めてしまうのはどうかという意見も持っていたが、TCFDのおかげで「4つの柱」は馴染んでおり、また、今のところさほどの問題は起きていない。このことから、まずは「4つの柱」を踏襲し、将来別のテーマに臨んだ時に問題が起きれば、その都度検討するという、事務局の回答案の路線で良いと考える。
- 総論については、比較可能性と独自性のバランスという方向で意見を出していただければと考える。特にマテリアリティについては、マテリアルでないものは開示する必要がないということになっており、この点については評価できる。その一方で、マテリアルでないことを企業側が証明していかなければいけないとなると、同業他社が出していれば出さざるを得ないといったことになりかねないので、ビジネスモデルとリンクさせて重要性を示した上で開示していくという二段階アプローチについて、是非意見を出していただきたい。
- 実務的に重たいと感じているのは、報告の範囲と報告の時期に関することである。報告の時期については、統合報告書と有価証券報告書と一緒に出すとなると6月の下旬辺りに出す必要がある。数値を取りまとめ、外部保証を受けることを想定すると、例えば7月末に統合報告書を発行している当社においては、現状に比べて1ヶ月～1ヶ月半早めなければならない。全くできないということではないだろうが、準備には時間がかかる。また、それだけの短い間で色々と進めていかなければならないとなると、人の手当も含め、リソースをさかなくなければいけない。財務情報のように即時性が求められるものではなく、2030年、2050年といった長期スパンにおける経過を見るのであれば、時期についてはある程度柔軟性を認めていただきたい。
- 範囲については、財務情報と同じということだが、捉え方が難しい。コンセプトとして同じということであれば、財務情報と同じく、親会社と子会社を範囲とした上で、その中から重要性のないところは外すということになる。例えばGHG排出量について、重要性のないところは外して良いということであれば、そのようなやり方が考えられる。その一方で、財務情報の連結範囲とグループ会社個々の連結有無を完全に一致させよということになると、GHG排出量における重要性のないグループ会社も含めて対応していかないといけなくなり、手間と効果という意味において疑問が残る。
- また、非連結のグループ会社はマテリアリティの判断で除外することができると思うが、関連会社は開示の対象範囲に含めるということになっている。しかし、グローバルのGHGプロトコルに則った場合、支配力基準から、関連会社は含めずに親会社及び子会社のみで集計を行っており、その辺りとの整合性を考えても疑問。また、関連会社は支配権がないため、情報を適時に求めることについてもハードルが高く、実務的には課題となるだろう。
- 同時性については、過度に追求するのは避けた方が良いのではないか。「できる限り同時に開示するのが望ましいが、多少ずれるのはある程度許容する」というような形が良いだろう。
- 企業価値との関連性を検証するという意味では、初めのうちは開示時期をずらすことを許容する方が良いと思われる。同時に開示した方が良いのか、多少遅れても問題がないのか、大

きな問題となるのか、については事後的に検証することができるからだ。FASB（米国財務会計基準審議会）などは、そのようなアカデミックの知見を基準設定にかなり利用している。

- 最初から同時性を強調して、それに対応しなければいけないとなると、やっつけ仕事となり、かえって開示の質が下がるおそれもある。また、全て同時に起きてしまうと、何がどう効いているのかを検証することができない。価値関連性を強調しても、何が効いてどうなっているのか明確でなくなる可能性があるため、検証可能性を考えると、少なくとも最初のうちはずれを許容する方が良いだろう。
- 準拠性については、IFRS 財団はこれまでも「全てに準拠しないと IFRS 準拠と言ってはいけない」としてきた。日本では一部修正を加えた国際修正基準（JMIS）という基準が作られたが、IFRS 財団はその国際修正基準を IFRS 準拠として認めていない。他方で、欧州は基準の一部をカーブアウトしているし、中国も準拠していると言いながら内容がかなり違う。日本企業は完璧に準拠していないと「準拠」と言えないと考えるかもしれないが、意外に諸外国は準拠していると言いつつ、いい加減な対応が許されている面もある。その辺りも踏まえて考えると良いのではないか。
- S2 基準案のタイトルに「財務的（financial）」という文言が含まれていないことについては、冗長になったとしても述べておいた方が良いのではないか。
- 指標を規定するのはなかなか難しいというご意見がある中で、デジタル開示を組み合わせることにより、どこまでやると比較可能性があり、デジタル化が容易なのかということについて、どのように整理して、比較可能性と自由演技のバランスを取ったと説明するのか。投資家で、クオンツ等を行っている人からすれば、横並びで全て出ている方が良い。出ていないものは「なかったもの」として、基本的にバリュー0（ゼロ）として扱われる。デジタル開示ということにつなげた上で、比較可能性と、そこに入ってこないトピックレベルのものをどのように扱うのか、という点が課題としてある。
- SASB の他のテーマに関する説明があったが、どういう部分についてこの後考えていくという話だったか、再確認したい。
- 比較可能性と独自性のバランスについて申し上げたい。開示トピックや指標カテゴリーベースでは、それを考慮した上で、重大なリスク及び機会を特定していかなければならないとすることにより、その業種が向き合っている重要なトピックやカテゴリーについて考慮はされることになる。例えば、SASB で特定されている開示トピックというのは、重要性が高いという一定のコンセンサスがあるとみなされているものであり、それら自体が捨象されてしまうということは起きにくいものと考えられる。
- ただし、当該トピックを表現する指標が何かということになると、国や地域が異なる中、完全な比較可能性を基準側で求めていくことは、グローバルベースラインという観点からも難しいところがある。トピック又はカテゴリーベースで検討がなされ、それに沿った情報が開示されているという意味で比較可能性を求める一方で、最終的な指標として何を選び取るか、どこを重視するかという点には独自性が出てくる、というのがバランスかと考えている。こうした方向感に違和感があれば、コメントいただきたい。

- クオオンツ、インデックス、評価機関等を意識して何を戦略的に開示していくかについては、企業の IR 戦略の一環としての側面も出てくる。開示基準としてどこまで求めていくかの議論とは分けて考えておく必要もあるように思う。
- SASB の開示トピックが考慮事項に入っていることをどう捉えるか、について提起した背景について申し上げたい。今回の公開草案では、気候以外の指標についても一通り考慮することが求められている。そのことを肯定的に捉えるべきか、少し時期尚早と考えるべきかということが一つの論点としてある。また、この規定がある種のくさびになって、S2 基準の細則的な要求事項が維持された場合、それと S1 基準の適正表示の規定が絡まって、S3 基準、S4 基準といった他の基準にも細則的な要求事項が広がっていくことについて懸念する声もあり得るだろうと考えている。この辺りをどう考えるか、というのが論点になり得ると考えている。
- 一点目については、そういったことをした場合に、デジタル開示とそれを取り巻く開示に関連するエコシステムのデジタル化の全容を開発していくべきだ、といったご意見を述べられるのが良いのではないかと。
- 今までの問題は、開示の枠組みができていく中で、それに対応する後続のプロセスができていないことから起きていた。それによって、最後のユーザーである投資家が情報を使いきれず、投資家に聞くとあまり使われていないようだからそこそこの開示で良いのでは、と理解されてしまったり、点を取るためだけに開示をしたり、反対に、取組はしているのに開示していないが故に評価されない、という両方の状況があったりした。エコシステム全体をデザインしていく必要があるというご意見が良いように思う。
- SASB の項目については、例え米国発祥であっても、気候変動を超えたものであっても、色々なところに展開していくと考えるのが良いのではないかと考えている。
- 開示書類 (location of information) について申し上げたい。外部参照は認めて良いと考えているが、中核となる媒体がしっかりしていないと、外部参照されたものについても情報の質の担保が難しくなる。利用者の方が重要な情報を中核書類から入手できないという状況は望ましくない。公開草案では、一般目的財務報告の中で開示しつつ、他の媒体での開示箇所を特定するという形になっているが、中核書類に何を含めていくべきかについて、明示していただいた方が良いのではないかと。
- 次に、他のテーマに関連した SASB スタンドアードや CDSB フレームワーク適用ガイダンスの参照についてだが、「shall consider」とするのは強すぎるのではないかと。それらの文書については、IFRS 財団としてのデュー・プロセスをまだ経ていない。しっかりとしたデュー・プロセスを踏んで意見を確認して、IFRS 財団として固めたものを、基準上の要求事項として参照していくというのがあるべきプロセスではないか。ここについては、「may consider」等、トーンを落とした形とするのが望ましい。
- 業種別指標については、米国にしか適応しない指標がまだまだ残っており、現実問題として、国際化が十分にできていない状態。そういう意味で、国際基準化するのは時期尚早と考える。では、どうしたらグローバルに一貫した共通的な指標を業種別に確定できるのかという問題について、海外の関係者と議論すると、やはり限界はあるのではないかと意見を

聞く。指標は、特に移行リスクを考えた時に、各国の規制と関連性が強い。果たして、一本化することが **relevant** な情報の開示に繋がるのか。業種別指標については、地域特性も反映した基準の設定、及び算定方法の確定を、ローカルな基準設定主体と連携しながら **IFRS** 財団として段階的に進めていくことを提案する必要があるのではないか。

- 総論のマテリアリティについては、**DCF** 法のような評価における企業価値の考え方がベースにあると思うが、その将来キャッシュ・フローやディスカントレートを予測するために十分な非財務情報が必要であるにもかかわらず、その非財務情報の開示の判断にマテリアリティを使うと、「卵と鶏」状態になる恐れがある。また、英語圏の方も含めて、マテリアリティの理解を一致させるのは難しい。そこで、基準だけではなく、実務記述書第2号をバージョンアップするとか、ベストプラクティスをつくることといったことが必要と述べた。
- 非財務情報開示のタイミングを無理に合わせることによって、情報の質が下がるのはまずいという意見があった。もちろん基本的に、タイミングが合っている方が財務諸表の評価には良く、タイミングをずらして良いとするのは非常に勇気の要ること。他方で、非財務情報はこれまで様々なレポートで開示されてきたものが使われてきたので、期末時で切ると意外に困ることがあるかもしれない、柔軟に考える必要がある。財務諸表はできてから開示まで時間がかかり、その間に後発事象が出てくることもあり、評価は難しい。
- その一方で、情報の内容については、非財務と財務の一致について「connected information」となって、少し要件が弱まったようにも感じている。先に述べたセグメントもそうだが、ビジネスモデルという言葉が何度も使われているが、ビジネスモデルとして非財務で説明した事業から得られる収益は、財務諸表では **management performance measure** の基礎になるのか、**operating cashflow** に全て入るものなのか (**investment** ではなく)、など気になる点は尽きない。財務と非財務の一致については、もう少し強く求めるよう記載しても良いのではないかと。
- また、**IFRS** 財団で扱われるとグローバルでコンサルテーションが行われるため、簡単には変更できなくなるという懸念は実務的にあるだろう。うまく運用できるように基準の言葉は色々な工夫が必要であり、またグローバルな理解の浸透の難しさもあるので、まずは基準の文言だけで伝えようとするより、企業を評価するために何がベストなのかという考え方をうまく織り込むような工夫が必要である。
- デジタル報告については、少々懸念している。デジタルと原則主義は相矛盾するところがある。デジタルの未来を描くことは大事だが、一方で原則主義において、デジタル的にハンドリングしやすい開示が実現するには意識変革も必要になる。
- もしコメントするとすれば、基準に直接記載することは難しいかもしれないが、今後のデジタル的な情報利用を考えつつ、開示の改善に向けた意識改革を進める活動が必要というような要望を挙げるというやり方があるかもしれない。
- 同時性についてだが、期間の一致性は非常に大事だと考える一方で、期間が一致していることと、レポートが同時であることは別の問題である。実務上難しいというご意見もあったとおり、非財務・サステナビリティに関する情報については、発表できるタイミングが財務情

報に比べて少し遅めになるということは十分にあり得る。対象としている期間が合っていることが大事なのではないか。

- 後発事象については後から説明すれば良いが、少なくとも財務の報告と同じ期間に起こった非財務・サステナビリティ情報が示されるよう、その対象期間は一致していた方が良い。財務情報と同じタイミングで発行することが難しければ、メインのレポートには「この部分は追って補足する」というような書き方をしておき、補足の部分が1～2ヶ月後に公表されるというのは practical ではないか。
- デジタル開示については、時間がかかるかもしれないが、ある種の辞書のようなものとしての XBRL は重要。XBRL になったからといって全ての項目を開示するわけではなく、それらを選択していくということが、デジタル化においてこれまで進んできた流れとして考慮されても良いのではないか。
- SASB スタンドアードや CDSB フレームワーク適用ガイダンスの参照に関するご指摘は非常に重要。現在の案は、TRWG メンバーであった団体のものに引きずられている面があり、その部分のデュー・プロセスは大事だろう。
- また、コネクティビティが弱いのではないかというご意見、「connected information」とされたことで、さらに弱まったというご意見についても同感。
- 報告期間とタイミングを分けて考えるべき、というのはご指摘の通り。そこを混ぜて考えるべきではない。期間は、原則論として同一にしておくべきであり、ここが同じでないと、そもそも目指す方向がずれていってしまうべきだと考える。一方、タイミングに関しては、一部柔軟性を認めることはあり得るだろうが、原則として「一般目的財務報告に含む」という形になっているため、書類として出てくるレポートの情報に関しては自ずと一致してくるはず。その他、外部参照するような情報については時期がずれてくることはあり得るかと思われる、そこに関して一定の柔軟性を求めていくことはあり得るだろう。
- 事務局資料 p.79 に関して補足説明させていただきたい。公開草案の第 71 項において、報告期間の期末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表が承認された日より前に発生した取引等にかかる情報で、利用者の意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合には開示されなければならないとされている。
- 期間とタイミングを区分けして議論していくことが重要と理解。また、外部参照した場合に一定の報告タイミングのずれを許容する場合、有価証券報告書の開示における一連のパッケージとしての報告とサステナビリティ関連開示の関係など、理解を深めつつ検討してまいりたい。
- パブリックコンサルテーションについては、皆様の知恵をいただきつつ、良い提案をしていけると良い。
- 企業価値の定義そのものの問題、価値創造に関する問題は、本来もっと緻密に議論されるべきだが、少し足りていないとのご指摘はもっともであると感じた。

以上

お問い合わせ先

経済産業政策局 企業会計室

電話：03-3501-1570

FAX：03-3501-5478